

「子どもの権利条約」を巡つて(2)

永井 憲一

本誌「幼児の教育」編集部から「子どもの権利条約を巡つて」の意見を書くように、と依頼があった。その際、本誌九二巻一号を一緒に送つて下さった。その中に、本田和子「子どもの権利条約を巡つて(1)」が掲載されていて、このテーマでの連載企画の目的についてと、この条約に対しても異つた理解のしかたのあることが指摘され、次のような問題提起がなされていた。

それによると、一方において、この条約は子どもに意見表明権を認めるものであり、それを認めると「教育と

か躊躇とかは、極めてやりにくくなる」(二四頁)という受けとめ方があつて、「子どもと呼ばれる人たちが、一人前に自分を主張する“権利”を持つているということは、従来の子ども観を根底から問い直す新見解ではないか」といわれる。その理由として「なぜなら、現在、私どもが依拠する“子ども観”は、子どもの“依存性”と“未発達性”をキー・コンセプトとして、そのゆえに彼らを“保護”と“教育”的対象と見なすものであつた」(二六頁)ともいわれている。これに対して、この条約

について「子どもの“意見表明権”だけが問題の核心ではない」といわれながら、しかし「彼らの意見表明の権利に文字どおり忠実であろうとするなら、従来の秩序は大幅な変革を余儀なくされるだろう。秩序の維持者たる大人たちにとっては、その権利の放棄を迫られる由々しい事件というべきだらうか」（二五頁）と、この条約の理解のしかたへの基本的な問題提起をしておられた。

はたして、どう理解すべきなのか。本稿は以下に、この条約に対する私の認識するところを率直に書かせていただきたい。

* *

そもそも、この「子どもの権利条約」は、その前文にも宣言されているように、次のような歴史的な経緯で作られてきたものである。

第一次世界大戦後、はじめて国際連盟で、一九二四年に「子どもの権利宣言」（ジュネーブ宣言）が作られた。それは第一次大戦により、数多くの子どもが無残に

殺傷された反省から、子どもにとつて戦争は最悪のものであったので、これからは大人が子どもに対して“最善のもの”（平和な国際社会）を与えていかなくてはならない、と申し合せた宣言であった。つまり、この宣言は、”子どものいない地球に未来はない”のだから、親の都合で”間引き”などせず、これからは大人が子どもを保護しなければならない責任をもつという自覚を国际的に確認し合った宣言であった。しかしその後、間もなく第二次世界大戦が起り、その中で、またもやドイツ軍による大量殺戮などにみられるような戦争の悲惨な事が繰り返された。その結果、第二次大戦後の国際連合では、その組織目的として”世界に平和と人権保障の実現を”を理念とする「世界人権宣言」を一九四八年に作った。そして、それが作られた中で「従来の戦争は男性だけの意思決定によって行われ、つねに女性と子どもがその犠牲となってきた。したがって今後は、女性と子どもの人権保障を優先し、各国で最大の政治課題として

取り組まなくてはならない」という話し合いが集まつた。各国の代表者によってなされ、確認されたのである。かくして一面において、この宣言は、女性と子ども一人ひとりを権利主体としてその存在を認知するという歴史的段階の宣言であり、その後の国連において、女性や子どもの人権保障のあり方の具体的な追求が進められるようになった。その成果として、一九五九年には、一〇ヶ条から成る「児童の権利宣言」が作られた。また一九七九年には、いわゆる「女性の差別撤廃条約」が作られた。

一方、右の「児童の権利宣言」を土台として、さらに一九六六年の「国際人権規約」などの国際人権条約の発展の成果を踏まえて、この「子どもの権利条約」が一九八九年に作られたわけである。この条約は、そういう歴史的経過を辿って作られてきたものなのである。
したがって、この「子どもの権利条約」は、このような歴史的な所産のもの、つまり、子どもを従来のような保護の対象から、一人の人間としてその存在を認めて、

いわば子どもに人権主体としての地位を与えるとするものであつて、まさしく「従来の子ども觀を根底から問いか直す」条約であり、そういう歴史的な画期的な条約なのである。

この「子どもの権利条約」については、このような条約のもつ歴史上の画期的な意義、いい換えれば、この条約のもつ本質が、まず正しく認識される必要がある、と思う。

*

それなら、この条約が「従来のような保護の対象から……子どもに人権主体としての地位を与えようとするもの」というのは、どういう意味なのか、を説明しておこう。それは、子どもも人間として大人と同じ権利主体としてその存在を認め、子どもにも社会生活の中での“人権”を享有する地位を保障しようとするものである。しかし、だからといって、大人に勝るような権利を子どもに認めようとするものではない。後述するように、例え

ば、未成熟な段階の四歳や五歳の子どもにまで大人の意見を上まわるような意見表明権（自己決定権）を保障しようというものではない。

この条約は、子どもの権利を社会的に人間たるに値する権利すなわち“人権”として保障しようとするために、その内容をみると次のように配慮し、規定している。すなわち、①は、子どもの無差別平等の保障である。②は、従来大人だけに認めてきた人権を子どもにも同じように認めようとする規定である。③は、子どもが子どもであるがゆえに保護され、ないしは保障される必要がある、いわば子ども特有の、固有の、子どもの生まれながらに生れる生来的権利ともいえるものの保障規定である。そして④は、これまでの国際社会が条約などによつて認めてきた、子どもに対する大人の役割を確認することを通して、子どもの権利を人権として保障しようとする規定である。もう少し詳細にコメントしておこう。

①は、例えば、この条約の前文三項や第二条にみられるような、子どもの無差別平等を保障する規定である。いうまでもなく、子どもは、誰でも親を選んで生まれてきているわけではない。性別も、国も、時代も、本人が選んで生まれてきたわけではない。しかも人間は、誰でも一つしかない人生を生きているのである。そうなら、子どもは、いやすべての人間は誰もが、親の社会的地位や財産、民族、言語、宗教、あるいは皮膚の色や出生または障害の有無などの、いかなる理由によつても差別されない、という無差別平等の保障がされなくてはならない。これこそが子ども、いや大人を含むすべての人間の人権保障の基盤となる大原則である。それを採り入れて、この条約の土台として宣言するのが、前文三項や第二条などの規定である。

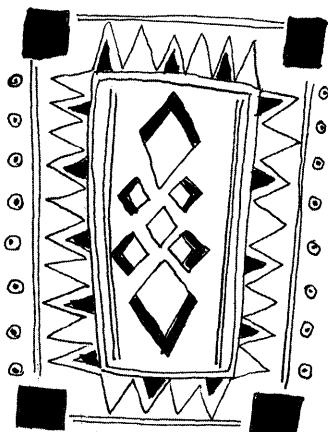
②は、例えば、刑事案件の犯人の容疑者とされたような場合、大人だと、すでに従来の人権保障の発展の効果として、かりに裁判を受けるようなときには、もしお金

がなければ弁護士を国が費用を払って雇ってくれる制度（国選弁護人制度）が、すでに現在各国にある。日本の憲法にも第三十七条に、それが認められている。しかし子どもには、それが認められていなかった。その点に関して、この条約は、その第四〇条に、いわゆる少年司法（刑事適正手続）について規定して「弁護人その他の適当な援助を受けること」、および「使用される言語を理解すること、または話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」などを認めている。これなどは、従来未成熟だからという理由で保護する対象とされていた子どもを、一人の人間としての人権を大人と同じに享有する主体として認め、そのような地位を社会的に保障しようとする例として解り易いであろう。

そのほかにも、この条約には、地球上のすべての人間の人权を国際的規模で保障することを約束した一九六六年の国際人权規約の中に規定された条項が多く採り入れられている。例えば、よく现代社会の“市民的権利”

(Civil Rights) あるいは“市民的自由”(Civil Liberty)と呼ばれる、表現・情報の自由（一二三条）、思想・良心・宗教の自由（一四条）、集会・結社の自由（一五条）、プライバシーの権利（一六条）および、意見表明権（一二条）などである。

③の、子どもであるがゆえに必要とされる保護について



ては、現実のニーズに対応しうるようになると、例えば、麻薬からの保護（三三三条）、性的搾取・虐待からの保護（三四条）などの多くの規定を設けている。

また、この条約は、子どもの“発達”という観点を重視し、それを人権保障のあり方と結合させて、例えば、子どもが人格の全面的かつ調和のとれた発達のために必要とする、家庭環境を重視したり（前文六項）、生活水準を保障したり（二七条）、発達にとって有害な労働からの保護（三三一条）などの規定を積極的に設けている。

なお、この条約は、いま世界に現存している飢餓や窮状況下にある子どもを緊急に救済ないし保護しようとするのが主要な目的の一つとしていたし、それが確かに、この条約制定の客観的な推進力となっていた。したがって、この条約は、子どもの健康や医療等の社会保障などの一般的な権利の規定（三四条、二七条）に加えて、難民の子どもの保護・援助（三二条）、少数者・居住民の子どもの権利（三〇条）、障害児の権利（二二三

条）、経済的搾取、売買等からの保護（二二一条、三六条）、武力紛争からの保護（三八条）についてなどの規定もしている。

また、この条約は、子ども自身の生来的の権利保障として、教育については「子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること」（二九条）を目的として規定するようになり、さらに中等教育の無償化などの詳細な規定を置いている（二八条）。しかも注目すべきは、これが明らかに、従来のようないわば教育をする側からの規定のしかたではなくなっている点である。例えば、この条約の前身である一九五九年の「児童の権利宣言」では、“教育を受ける権利”（to receive education）となっていたのが、この条約では、子どもを主体とする“教育への権利”（right to education）という表現に変えられている。そのほか、子どもの休息・余暇や遊びを権利として保障する規定および子どもが文化的・芸術的生活へ参加する権利

(三一条) なども保障している。

また④に関しては、この条約が子どもの発達のために親および家族との関係を重視して——この条約の一つの特徴——、子どもは親を知り、親により養育される権利を有する（七条）とし、親の意思に反して分離されず（九条）、家族再会のための出入国の自由と権利（一〇条）を保障するなどの規定を置いているが、その“親”には一九七九年の「女性の差別撤廃条約」が採用した“子育て”的男女平等原則を確認して、母親だけではなく、「親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有する」ものとしている。なお、その実現のためには国が適当な援助をしなくてはならない（一八条）と規定している。

そういう意味では、この条約は、前の国際人権規約や「女性の差別撤廃条約」の国際社会における実効性を実質的に補完する役割を期待されている条約である、ともいえるものなのである。

*

さて、そういう条約の中での、子どもの“意見表明権”をどう理解したらよいのか、を考えてみよう。端的に一つの結論をいうと、それは先述した「彼らの意見表明の権利に忠実であろうとするなら……従来の秩序の維持者たる大人たちにとっては、その権利の放棄を迫られる……」というようなものでは、けっしてない。

条文に即していえば、それは「自己の見解をまとめる力のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事柄について自由に意見を表明する権利」である。したがって、それは確かに、子どもの年齢と成熟度の高い段階では、いわゆる自己決定権とほぼ同義と見られよう。しかし、この条文は極めて表現が曖昧で、文意が解りにくく。その理由は、この条文の制定過程において次のような論議が重ねられた結果の妥協によるためであった。簡単に紹介しておこう。

この条文の原案は、一九八一年の第三七会期にポーラ

ンドが提出したもの（草案七条）で、そこには子どもの自己決定権を承認する前提で、その範囲を確認項目として明記する方式（リスト方式）を探り、「結婚、職業の選択、医療、教育、レクリエーションについての意見表明の権利を与える」と書かれてあつた。しかし、その後にデンマークやオーストラリアから親の意見との調整の面からの修正案が出され、またアメリカからは別な角度

（リスト方式）から、原案に「宗教、政治的信条、良心、文化や芸術へのかかわり、旅行、居所」にまで子どもの意見表明権を認めるべきだとする追加提案があつた。りした。これに対するドイツは“宗教”を入れることには反対した。また、ほかの国からもリスト項目が多過ぎることと自体も問題という反対もでたりした。その結果、大勢は「リストは削除すべきだ」という方向に傾き、結局リストは全部削除する代わりに「すべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利」を子どもに保障し、親（大人）の意見との調整は特に明文化しないで、

それは各国ごとの実施に任せることで妥協し、あとに「その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」というオーストラリアからの修正案を追加することで論議を終えたのである。要するに、子どもに意見表明権は認めるがその実現にともなう親（大人）の意見との調整は、各国に実施を任せることの結論だつたわけである。

こういうことが、国際条約には、たまにある。例えば、この条約でも、対象となる子どもとは、出生前の胎児からか、それとも誕生からか、という問題があるが、それは「女性の差別撤廃条約」の制定過程でも、やはり問題となつた。すなわち、フランスは“産む自由、産まない自由”的選択は女性の権利であると主張し、一方のイスラム教諸国は、“受胎は神の導き”であると主張した。この議論はエンドレスであり、結局は、それは各国に実施を任せるというかたちで妥協せざるをえず、その方向で「女性の差別撤廃条約」は、すでに各国で実施さ

れている。そのようにして国際間の条約による人権保障は一歩ずつ前進していくわけである。

*

したがって、この条約の意見表明権というのは、けつして未成熟な段階の子どもにまで大人の意見を上まわるような意見表明権（自己決定権）を保障しようとするものではない。しかし、そうだからといって、この条約が日本政府によって批准されても、今まで通り、子どもは未完成・未成熟だからという理由で、子どもの意見を全く聞くこともせず、すべてを大人の判断で子どもを保護・監護・養成・教育などする対象とする、そういう「秩序」を維持していくいいのかとなると、そうであつていいわけではなくなるのである。

最後に、一つ例題を考えよう。現在の日本では、民法第七六六条の規定により、両親が協議離婚をする際には、子どもの監護者を決めておかなくてはならない、としていて、「もし協議が調わないときは家庭裁判所が決定する」ということになっている。けれども、子どもは、親に頼んで産んでもらったわけではなく、親に離婚を頼んだわけでもないのなら、両親が別に生活することになるときくらい、なにも子どもの監護者の決定を白紙で家庭裁判所に委任してしまうのではなく、事前に「子どもの意見を聞く」というように法律の改正をしたらどうか。この条約の子どもの意見表明権というのは、そういうところに生かされるべきなのであろう。

こういう例題を一つ一つ考えながら、この「子どもの権利条約」の歴史的に画期的な意味が日本にも現実に生かされるよう、そして子どもと大人の“新しい秩序”的な方を模索し、実現する努力をしていくことが、これから日本の国際化のためにも必要不可欠となるものと思うのである。

（法政大学法学部教授）

— 17 —